

2008年2月15日

千葉大学長  
古在豊樹 殿

団体交渉申し入れ

千葉大学ユニオン委員長 木下 勇

さる2月12日に行われた非常勤職員給与不利益変更問題での団体交渉における役員会からの回答は、2006年4月の統一単価制が不利益変更ではないとの認識にもとづいています。しかしながら、2006年3月31日以前から雇用されている非常勤職員については、契約の反復更新が重ねられてきており、その際、契約更新後の労働条件は、非常勤職員就業規則に基づく従前と同様のものとするとの慣習が成立していたとみることができます。そうであれば統一単価制のもとで常勤職員給与との連動が失われ、それ以前の条件が継続されていた場合との比較で賃金減となる場合には、実質的にみて労働条件の不利益変更にあたるといわざるを得ません。従って、不利益変更でないという役員会の主張には同意できません。

もちろんユニオンとしましては、今回の回答がユニオン側の要求を考慮したものとなっていることを評価しております。その上で、本年度中に本件を基本的に解決させるためには役員会が回答内容をさらに一歩進められる必要であるとユニオンは考えております。就きましては、以下の要求についての団体交渉を申し入れます。

**【要求内容】**

常勤職員との均等処遇の見地に基づき

- (1) 2008年4月1日における単価改定は以下の方式によっておこなうこと。  
現給保証単価×110/106＝改定単価
- (2) 2008年4月1日において非常勤職員統一単価の改善をおこなうこと。

**【解説】**旧一般職(一)2-4パートタイムを例にとると、役員会回答が時給1,158円に対してユニオン要求は1,169円になります。時給にして11円のアップです。このユニオン要求が実現するならば、不利益変更による損失は今後は発生しません。まずは今後の損失を防ぎつつ、2006～7年度の不利益変更保証問題については、非常勤職員待遇全体の改善の中で解決すべく引き続き議論を継続するというのがユニオンの趣旨です。